

別紙

工事区分表

工事種別・区分		A 工事	B 工事	C 工事	備考	
建築工事	床	床仕上げ（塩ビシート）まで	A工事の変更・撤去	—	長期耐荷重：3,500N/m ²	
	界壁、柱	LGS+PB@12.5仕上げまで	—	仕上げ工事等（界壁はテナント区画内側のみ、柱は区画内のみ対象）	界壁及び柱の研り、穴あけ、開口、重量物の取付けは禁止 仕上材料は、建築基準法第35条2による	
	店舗内間仕切り壁・シャッター	—	—	全工事	仕上材料は、建築基準法第35条2による	
	天井	LGS+PB@12.5仕上げまで CH=3,000	A工事の変更・撤去	A工事、B工事以外の全工事	仕上材料は、建築基準法第35条2による	
	内部造作	—	—	全工事		
	出入口	交通広場側に自動ドア1カ所	A店舗 自動ドア開閉方法を変更する場合 B店舗 自動ドアの位置、開閉方法を変更する場合	—	自動ドアの寸法の変更は不可 自動ドアの位置の変更はB店舗のみ可	
	家具・什器	—	—	全工事		
	サイン	本体建物外部	—	テナント専用サイン用取り付け下地	テナント専用サイン	
		本体建物内部	総合案内サイン及びフロア案内サイン	テナント専用サイン用取り付け下地	テナント専用サイン	
	店舗専用機器類	—	—	全工事	屋外機器置き場、配管ルートの指定あり	
防災設備工事	自動火災報知機設備	法定設置基準	C工事に伴う追加・変更工事	—		
	非常放送設備	法定設置基準	C工事に伴う追加・変更工事	—		
	非常照明設備	法定設置基準	C工事に伴う追加・変更工事	—		
	誘導灯設備	法定設置基準	C工事に伴う追加・変更工事	—		
	スプリンクラー設備	法定設置基準	C工事に伴う追加・変更工事	—		
	補助散水栓設備	法定設置基準	C工事に伴う追加・変更工事	—		
	排煙設備	法定設置基準（機械排煙設備）	C工事に伴う追加・変更工事	—	受託者が行う工事にて、自然排煙設備又は告示免除で実施した場合には、機械排煙設備工事を行わない。	
	消火器 その他	法定設置基準 —	C工事に伴う追加・変更工事 C工事に伴う追加・変更工事	—	必要に応じて	
空調設備工事	空調設備	機器基礎	—	A工事以外の全工事*	屋外機置き場、配管ルートの指定あり 受託者が行う工事には屋外機用主開閉盤からの電源工事を含む。	
	外気処理調温度空調設備	外調機本体及び標準位置までのダクト	C工事に伴う追加・変更工事	標準位置以降のダクト及び制気口工事		
	換気設備	一般排気	排気ファン及び標準位置までのダクト	C工事に伴う追加・変更工事	標準位置以降のダクト及び制気口工事	
		特殊排気	排気ファン及び標準位置までのダクト	C工事に伴う追加・変更工事	標準位置以降のダクト及び制気口工事 特殊フィルターを含む	
	自動制御設備 （機器スイッチ類*）	全工事	C工事に伴う追加・変更工事	—	機能：ON-OFF、温度設定 *店舗専用機器類のスイッチを除く	
空調ドレン配管	標準位置までのドレン管	C工事に伴う追加・変更工事	A、B工事以外の全工事	ドレン管口径：40mm		
衛生設備工事	給水設備	上水	標準位置までの上水管	C工事に伴う追加・変更工事	A、B工事以外の全工事 上水管：25mmバルブ止め ≒FL+100 量水器有	
		雑用水	標準位置までの雑用水管	C工事に伴う追加・変更工事	A、B工事以外の全工事 雑用水管：25mmバルブ止め ≒FL+100 量水器有	
	排水設備	汚水	標準位置までの汚水管	C工事に伴う追加・変更工事	A、B工事以外の全工事 汚水管：75mmキャップ止め ≒FL+100	
		雑排水	標準位置までの雑排水管	C工事に伴う追加・変更工事	A、B工事以外の全工事 雑排水管：75mmキャップ止め ≒FL+100	
	液化石油ガス設備	標準位置までのガス管	C工事に伴う追加・変更工事	A、B工事以外の全工事		

工事種別・区分		A 工事	B 工事	C 工事	備考
電気設備工事	電灯・コンセント設備	店舗専用主開閉盤（WHM 付）まで	C 工事に伴う追加・変更工事	A 工事開閉器二次側の全工事	単相 3 線 100/200V 9KVA 50AF/50AT
	動力設備	店舗専用主開閉盤（WHM 付）まで	C 工事に伴う追加・変更工事	A 工事開閉器二次側の全工事	3 相 3 線 200V 10Kw 50AF/50AT
	動力設備（屋外機器用）	表下部の注記参照	—	表下部の注記参照	
	照明	—	—	全工事	
	コンセント	—	—	全工事	
	電話・情報	店舗内配管突出しまで	MDF（又は EPS 内の中継端子盤）から、 A 工事までの配線	A、B 工事以外の全工事 ※回線契約を含む	メタル回線、光回線共
	区内 BGM	—	—	全工事	設置の場合、非常放送時対応のカットリレーへの接続が必要
	有線放送	—	—	全工事	設置の場合、機構との協議が必要
	T V 共聴	店舗内配管突出しまで（配線共）	C 工事に伴う追加・変更工事	A、B 工事以外の全工事	
監視カメラ	—	—	全工事		
その他					
	調剤機器等	—	—	全工事	

（注記）屋外機器用動力設備は、原則として店舗内専用主開閉盤を利用するものとするが、屋外機器周辺に開閉器盤が必要な場合は、A 工事での整備の協議に応じる。なお、この場合においても A 工事開閉器二次側の全工事は C 工事で実施するものとする。